

様式第4号（第6条関係）

令和6年5月24日

富士見市議会議長 田中 栄志様

~~会派名・代表者~~

~~又は無会派議員名~~ 伊勢田 幸正

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 令和6年5月10日（金）午前10時～午前11時30分

2 参加者名 伊勢田幸正

3 場所（行政視察地・研修場所）

さいたま地方裁判所川越支部 第1号法廷

4 調査・研修概要

「富士見橋通り線」の整備にかかわる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件の裁判を傍聴。

実施設計を担当したS社の設計部長が検察側の証人として出廷した。

- ・他社が行った詳細設計とS社が行った実施設計の違いについて質問があり、他社が行った詳細設計は全体を1本の設計で行ったのに対し、S社が行った実施設計では発注するための工区分けを行い、また費用の積算もここで行ったとのことだった。
- ・土砂の処理については、詳細設計を踏襲したものであること。掘削した土砂について、廃棄物を分別し、廃棄物を処分場へ処理し、土は土・セメントを混ぜて改良して埋め戻す、現場のプラントで行うことなどを転載している。
- ・プラントにそのままかけられるとは書いてない。

- ・分別方法の例示はあったが、特定はない（ベルトコンベアによる分別など4項目）。実施設計での特定はない。
- ・工事費用での分別費用の計上は、詳細設計を踏襲しており、詳細設計を行った会社が見積りを徴取したものとなっている。
- ・機械を使う方法だとヤードや置き場が必要になる。
- ・詳細設計では全体が廃棄物交じりで積算していた。1億2,3万円の費用をみていたが、試掘の報告書を見て、見直しをしてくれという指示があり、実施設計では現地が畑・農地であることなどから平均50cmまでは良質土とみて積算した。詳細設計では43.1%の廃棄物の混入率だったが、この数字を踏襲し、良質土とみたからといって変更していない。
- ・処理方法は、実施設計では決めておらず、発注業者と決めていくことになる。廃棄物の実際の量については、実際にやってみないといけない。
- ・意図的に費用を少なくするというのを考えて作業をしてはいない。

次回公判は6月21日（金）午後1時30分からとなった。

5 感想及びまとめ

被告側が容疑を否認しており、私見を述べるのは控えるものとする。

また法廷は録音が禁止されており、マイクなどの音響設備もない。あくまで小職のメモにより本報告書を作成していることに留意いただきたい。

富士見橋通り線の工事の契約・予算に賛成票を投じた議員の責任として、今後も本事案は注視をしてまいりたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派又は無会派議員にて保管